

北陸ブロック発注者協議会における 全国統一指標及び地域独自指標の 取り組み状況について

令和 4 年 12 月

北陸ブロック発注者協議会

「発注関係事務の運用に関する指針(R1改訂)」に基づく具体的な取組内容(工事)

- 北陸管内の国、県、市町村、特殊法人等30機関で構成される「北陸ブロック発注者協議会」では、運用指針(R1改訂)に基づき、下記項目に取り組むこととしている。 :「全国統一指標」対象取組項目 :「地域独自指標」対象取組項目

	必ず実施すべき事項	実施に努める事項
入札・契約	① 予定価格の適正な設定 最新の積算基準・単価の適用 週休2日等に取り組む際に必要となる経費を適正に計上	① ICTを活用した生産性向上【新】 BIM/CIMや3次元データを積極的に活用 情報共有システム等の活用の推進
	② 歩切りの根絶 歩切りは、品確法(第7条第1項第1号)に違反、行わない。	② 入札契約方式の選択・活用 適切な入札契約方式を選択 (価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等)
	③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用 予定価格は、原則として事後公表	③ 総合評価落札方式の改善【新】 施工計画の評価、災害時の活動実績の評価等 若手技術者、女性技術者などの活用を考慮
工事	④ 施工時期の平準化【新】 債務負担行為や繰越明許費の活用等 中長期的な工事の発注見直し	④ 見積りの活用 標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより予定価格を適切に見直す。
	⑤ 適正な工期設定【新】 休日、準備期間等を考慮 施工上必要な日数を確保	⑤ 余裕期間制度の活用 労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用
	※ 週休2日の取り組み: 「全国統一指標」「地域独自指標」対象	⑥ 工事中の施工状況の確認【新】 下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保
その他	⑥ 適切な設計変更 設計変更ガイドラインの活用 工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用	⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化 三者会議、ワンデーレスポンス、4点セットの活用
	⑦ 発注者間の連携体制の構築 地域発注者協議会、市町村支援	⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施

※「⑦発注者間の連携体制の構築」については、協議会、各県部会、WGの開催等で実施。

※「⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価」については、今後検討する。

「発注関係事務の運用に関する指針(R1改訂)」に基づく具体的な取組内容(測量、調査及び設計)

- 北陸管内の国、県、市町村、特殊法人等30機関で構成される「北陸ブロック発注者協議会」では、運用指針(R1改訂)に基づき、下記項目に取り組むこととしている。 :「全国統一指標」対象取組項目 :「地域独自指標」対象取組項目

	必ず実施すべき事項	実施に努める事項
入札・契約	① 予定価格の適正な設定 市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を的確に反映した積算	① ICTを活用した生産性向上 BIM/CIMや3次元データを積極的に活用 情報共有システム等の活用の推進
	② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用 予定価格は、原則として事後公表	② 入札契約方式の選択・活用 適切な入札契約方式を選択(プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等)
履行	③ 履行期間の平準化 計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施 繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し等	③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用 技術的に高度又は専門的な業務にはプロポーザル方式を活用 若手技術者、女性技術者などの活用を考慮
	④ 適正な履行期間の設定 業務の内容、規模、方法、地域の実情等を踏まえた履行期間の設定 必要に応じて準備期間、照査期間、週休2日、天候その他も考慮	④ 履行状況の確認 ウィークリースタンスの適用、条件明示チェックシートの活用 スケジュール管理表の運用
	⑤ 適切な設計変更 設計図書の変更、契約額や履行期間の変更を適切に実施 履行期間が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用	⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化 設計業務での発注者と受注者による合同現地踏査の実施 テレビ会議、ウェアラブルカメラ活用等のための環境整備
その他	⑥ 発注者間の連携体制の構築 地域発注者協議会、市町村支援	

※「⑥発注者間の連携体制の構築」については、協議会、各県部会、WGの開催等で実施。

全国統一指標

- ◆ 全国的に一層の発注関係事務の改善に取り組むため、客観的な状況を把握できる統一的な指標5項目(工事3項目、業務2項目)の目標値を設定

※ 各発注機関が自らの立ち位置を確認し、発注関係事務の改善の参考に活用

地域独自指標



- ◆ 北陸ブロック発注者協議会において北陸地域の実情を踏まえて独自指標を選定し、選定された指標3項目(工事2項目、業務1項目)の目標値を設定

北陸ブロックにおける取組指標

- ◆ 新・全国統一指標(5項目)・地域独自指標(3項目)について、各取組指標の目標年次を法改正より5年後※1の「令和6年度」に定め、「目標値の設定」行い、今回北陸ブロックの取組指標として公表(R2.11.5臨時幹事会を書面開催、R2.12.24承認、R3.1.8公表)
- ◆ 各取組指標は毎年調査を行い、結果※2をとりまとめ、フォローアップを実施

※1: 公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)附則(令和元年六月十四日法律第三五号)2

「政府は、この法律の施行後五年を目処として、この法律による改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

※2: 発注関係事務の運用に関する指針(令和2年1月30日改正) I. 本指針の位置づけ

国は、地方公共団体等に対し本指針の内容の周知徹底を図るとともに、本指針に基づき、引き続き、発注関係事務が適切に実施されているかについて、地方公共団体等への事務負担に配慮しつつ、毎年調べ、結果をとりまとめて公表する。

全国統一指標の実績値と目標値(R6) (北陸ブロック別・県域別)

区分	指標項目	定義(算出方法)	調査対象機関 ○:対象、-対象外	実績値(R01) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R02) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R03) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	目標値(R06) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2
工事	①地域平準化率 (施工時期の平準化)	平準化率(件数) = 4~6月期の工事平均稼働件数 / 年度の工事平均稼働件数 ※ CORINS登録された工事(500万円以上) より算出	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.78	北陸ブロック:0.76	北陸ブロック:0.75	北陸ブロック:0.80
				国等 :0.84 新潟県域:0.80 富山県域:0.73 石川県域:0.75	新潟県域:0.77 富山県域:0.74 石川県域:0.69	新潟県域:0.76 富山県域:0.75 石川県域:0.65	新潟県域:0.80 富山県域:0.80 石川県域:0.80
工事	②週休2日対象工事の 実施状況 (適正な工期設定)	週休2日対象工事の実施状況 = 週休2日対象工事件数(公告等) / 全工事件数(公告等) ※ 各機関からの報告値により算出	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市区町村	北陸ブロック:0.23	北陸ブロック:0.67	北陸ブロック:0.81	北陸ブロック:1.00
				国等 :0.78 新潟県域:0.29 富山県域:0.05 石川県域:0.09	新潟県域:0.61 富山県域:0.26 石川県域:0.99	新潟県域:0.80 富山県域:0.38 石川県域:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00
工事	③低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況 ※3	実施率(件数) = 低入札価格調査基準又は最低制限 価格を設定した入札件数 / 年度の発注工事件数 ※ 入契法調査※3データより算出	-:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.94	北陸ブロック:0.87	北陸ブロック:0.92	北陸ブロック:1.00
				国等 : - 新潟県域:0.93 富山県域:0.90 石川県域:0.98	新潟県域:0.90 富山県域:0.76 石川県域:0.92	新潟県域:0.91 富山県域:0.85 石川県域:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00
業務	④第4四半期の 納期設定状況 (履行時期の平準化)	第4四半期納期率(件数) = 第4四半期(1~3月)に完了する 業務件数 / 年度の業務稼働件数 ※ TECRIS登録された業務(100万円以上) より算出	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市区町村	北陸ブロック:0.47	北陸ブロック:0.44	北陸ブロック:0.45	北陸ブロック:0.40未満
				国等 :0.56 新潟県域:0.46 富山県域:0.36 石川県域:0.46	新潟県域:0.42 富山県域:0.40 石川県域:0.41	新潟県域:0.44 富山県域:0.42 石川県域:0.39	新潟県域:0.40未満 富山県域:0.40未満 石川県域:0.40未満
業務	⑤低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況 ※3	実施率(件数) = 低入札価格調査基準又は最低制限 価格を設定した入札件数 / 年度の発注業務件数 ※ 品確法調査※4データより算出	-:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市区町村	北陸ブロック:0.92	北陸ブロック:0.97	北陸ブロック:0.98	北陸ブロック:1.00
				国等 : - 新潟県域:1.00 富山県域:0.82 石川県域:1.00	新潟県域:0.99 富山県域:0.89 石川県域:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:0.92 石川県域:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00

※1 地域ブロック単位:各取組指標における全対象機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、国等、都道府県、政令市、市区町村)

※2 県域単位:地域ブロック単位から国等を除いた機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、都道府県、政令市、市区町村)

※3 入契法調査:「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく入札・契約手続に関する実態調査

※4 品確法調査:「発注関係事務の運用に関する指針」に基づく調査等の業務に関する調査

地域独自指標の実績値と目標値(R6) (北陸ブロック別・県域別)

区分	指標項目	定義(算出方法)	調査対象機関 ○:対象、-対象外	実績値(R01) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R02) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R03) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	目標値(R06) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2
工事	①適正な工期設定 (週休2日の 取り組み機関)	実施率(機関) = 実施機関数 / 全機関数 ※ 休日、準備期間等を考慮 施工上必要な日数を確保した工期設定 ※ 北陸ブロック発注者協議会アンケート※3より算出	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.32	北陸ブロック:0.39	北陸ブロック:0.46	北陸ブロック:1.00
				国等 :0.67 新潟県域:0.16 富山県域:0.19 石川県域:0.10	新潟県域:0.32 富山県域:0.19 石川県域:0.35	新潟県域:0.42 富山県域:0.19 石川県域:0.45	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00
工事	②適切な設計変更 (設計変更 ガイドラインの活用)	実施率(機関) = 実施機関数 / 全機関数 ※ 設計変更ガイドラインの活用 工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用 ※ 北陸ブロック発注者協議会アンケート※3より算出	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.80	北陸ブロック:0.89	北陸ブロック:0.97	北陸ブロック:1.00
				国等 :0.75 新潟県域:0.74 富山県域:0.81 石川県域:0.95	新潟県域:0.84 富山県域:0.81 石川県域:1.00	新潟県域:0.97 富山県域:1.00 石川県域:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00
業務	③適正な履行期間 の設定	実施率(機関) = 実施機関数 / 全機関数 ※ 業務の内容、規模、方法、地域の実情等を 踏まえた履行期間の設定 ※ 必要に応じて準備期間、照査期間、週休2日、 天候その他も考慮 ※ 北陸ブロック発注者協議会アンケート※3より算出	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.86	北陸ブロック:0.87	北陸ブロック:0.96	北陸ブロック:1.00
				国等 :0.67 新潟県域:0.84 富山県域:0.94 石川県域:0.85	新潟県域:0.84 富山県域:1.00 石川県域:0.95	新潟県域:0.97 富山県域:1.00 石川県域:0.95	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00

※1 地域ブロック単位: 各取組指標における全対象機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、国等、都道府県、政令市、市区町村)
 ※2 県域単位: 地域ブロック単位から国等を除いた機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、都道府県、政令市、市区町村)
 ※3 北陸ブロック発注者協議会アンケート: 「発注関係事務の運用に関する指針」に基づく取り組み内容調査(各機関の実績と目標を年度末に調査)

◆ 北陸地域における独自指標の選定理由

- ① 適切な工期設定(週休2日の取り組み機関): 建設業の改正労働基準法の適用(R6年度~)に向け、全ての機関で取り組みが必要なため
- ② 適切な設計変更(設計変更ガイドラインの活用): 旧・全国統一指標(H28)の項目で、北陸において達成率が低かったため
- ③ 適切な履行期間の設定: 改正労働基準法が施行(H31年度~)され、発注者として適切な履行期間の設定が必要なため